

社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要に対する意見

平成 24 年 1 月 12 日
全 国 市 長 会
共通番号制度等に関する検討会
座長 多久市長 横尾俊彦

「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要」については、社会保障・税番号大綱を踏まえたものであるが、今後の法制化に当たり、次のとおり意見を提出するので、適切に対処されたい。

記

1. 社会保障・税番号制度の法制化に当たっては、国・地方公共団体が相互に調整し、地方公共団体の実情を踏まえた制度設計が極めて重要であることから、事前に十分地方公共団体と協議すること。
特に地方公共団体においては、広範囲な事務における情報連携を行うことが必要となることから、その事務や情報システム等の標準化・共同化が肝要である。
2. 個人情報の利用範囲及び情報連携の具体的内容については、マイナンバー法の別表に定めることとなっているが、制度の利用価値を高め、国民・市民の利便性の向上にかかわる根幹部分であるので、その内容を早急に示し、地方公共団体と十分協議すること。
3. 個人番号の生成に係る処理等を行う地方公共団体情報処理機構（仮称）の地方共同法人化に当たっては、地方公共団体に対して新たな出資等財政負担を生じさせないこと。また、その制度設計及び法制化に当たっては、事前に地方公共団体と十分協議すること。
4. 社会保障・税番号制度の導入や運営等に関し、地方公共団体に対し新たに生じる費用については、その全てについて国において万全の財政措置を講じること。
5. 番号カードについては、市町村長は住民の申請により交付することとされているが、番号カードを利用する事務の対象範囲やカード作成の方法、それに要する経費、住民の交付手数料のあり方、既存の住基カードとの関係等が明確でなく、番号カード作成・発行等に伴う新たな費用について国において全額財政措置することを含め、事前に地方公共団体と十分協議すること。

6. 番号の名称は「マイナンバー」とされ、番号制度の法律の名称は通称「マイナンバー法」とされている。番号カードについてもその呼称を「マイナンバーカード」とするなど、国民がマイナンバー法及びそれに基づく番号カードについて正しく認識できるよう配慮するとともに、マイナンバー法の国民への浸透について、国において十分な周知を行い、導入時の混乱を未然に防ぐためのあらゆる施策を講じること。
7. II-3-(2)-イ.において、番号個人情報の提供の制限除外事項については、「次の場合等を除く」として(イ)～(フ)が列挙されているが、これら以外にどのような場合が想定されているのか示すとともに、これらの除外事項については地方公共団体の現行の事務の遂行に支障が生じないように、地方公共団体と十分協議すること。
8. 地方公共団体における個人情報保護はそれぞれが定める条例によることとなっていることから、マイナンバー法とこれらの条例との整合を図るために、地方公共団体に対して、十分な情報提供及び勧奨を行うこと。
9. 罰則については、その量刑等内容が定かにされていないが、番号個人情報の活用の場面における不正を防ぎ、社会保障・税番号制度が国民の安心と信頼を得るような罰則制度とすること。
10. 地方公共団体における番号制度の円滑な導入及び効果を実感できる住民視点のサービスの実現のため、市町村における業務運用について事前に検証を行う行程を設けるとともに、そのための期間を十分に確保すること。
11. II-8-(3)において、マイナンバー法の施行後5年を目途として見直しを行うこととされているが、社会保障・税番号大綱では平成27年1月以降番号の利用を開始し、平成30年を目途に番号法の見直しを行うこととされている。国民の利便性の向上のためには早期の見直しが必要であり、大綱に示されたとおり、施行後3年を目途として見直しを行うこと。